

四日市市告示第 2 2 3 号

四日市市広告掲載要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智広

四日市市広告掲載要綱の一部を改正する要綱

四日市市広告掲載要綱（平成 1 8 年告示第 3 8 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 1 条から第 4 条まで （略） （審査機関） 第 5 条 （略） 2 審査会の委員は、政策推進課長、財政課長、総務課長、 <u>広報マーケティング課長</u> 及び管財課長をもって充てる。	第 1 条から第 4 条まで （略） （審査機関） 第 5 条 （略） 2 審査会の委員は、政策推進課長、公会計・行財政改革推進室長、総務課長、 <u>広報広聴課長</u> 及び管財課長をもって充てる。
第 5 条 2 から第 9 条まで （略）	第 5 条 2 から第 9 条まで （略）

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（財政経営部管財課）